

議案第45号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等を請求する訴えを下記のとおり提起することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の
議決を求める。

令和6年6月10日提出

天理市長 並河 健

記

1 訴えの相手方の住所及び氏名



2 請求の趣旨

訴えの相手方は、当該市営住宅に不正に増改築を行い故意に毀損し、正常な状態において維持すべき保管義務を怠っていたため、当該市営住宅の明渡しを請求したにもかかわらず、不正に入居を続けている。このため、訴えの相手方に対して当該市営住宅の明渡し及び不法占拠による損害の賠償を求めるものである。